あなたのアクションが、秋田市をワクワクさせる。

地域づくり交付金事業

市民公益活動・
学生まちづくり部門

AKITA ACTION

秋田市では、地域づくり交付金の対象を市民活動団体や学生団体等に広げ、市民活動団体の自由性・機動性・多彩性や、学生らしい革新的なアイデア・独創性・チャレンジ精神を生かした取組を支援しています。

●目次●

1 事業の概要・・・・・1
2 対象となる団体・・・1
3 対象となる事業・・・1
4 交付金額・・・・・・2
5 交付対象経費・・・・3
6 申請の手続き・・・・4
7 よくある質問・・・・6

1 事業の概要

地域づくり交付金は、個性ある地域づくりや地域の課題解決に取り組む団体を支援する制度で、これまで、町内会等に限定してきた対象者を、学生団体、市民活動団体等に広げ、市民活動団体の自由性・機動性・多彩性や、学生らしい革新的なアイデア・独創性・チャレンジ精神を生かし、個性ある豊かな秋田市の創生に役立てようとするものです。

2 対象となる団体

(1) 市民活動団体等

市内の特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、公益社団法人等の非営利活動を主たる目的とする団体で、次の条件を満たしている団体です。

・規約等を有し、団体の独立した経理を行っていること。

・法人以外の団体の場合にあっては、５人以上の構成員を有すること。

(2) 学生団体等

市内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に籍を置く学生団体とします。

3 対象となる事業

新規または既存の活動の拡充となる公益的な事業で、令和2年度中(令和2年４月１日～令和3年３月31日)に実施され、完了する事業が対象です。

対象事業一覧

事業種別	事業例
市民公益活動	市民活動団体等の特性を生かした公益的な事業
学生まちづくり	学生らしい、枠にとらわれない柔軟な発想力と行動力を生かした公益的な事業

対象とならない事業

以下のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- 国、県、市等からの補助金もしくは交付金の交付を受けている事業
- 先進地等の視察、各種会議や講演会等への出席を主たる目的とする事業
- 施設の建設や改修または維持管理を主たる目的とする事業
- 現有の備品の更新を主たる目的とする事業

4 交付金額

(1) 交付金額は、事業１件につき５万円以上 50 万円以下で、千円未満の端数は切り捨てた額となります。

(2) 同一事業への交付は、最初の交付年度から起算して３年間、対象経費の全額が対象となります。

(3) ４・５年目については、４年目の交付金額は、事業１件につき対象経費の２／３、５年目の交付金額は、事業１件につき対象経費の１／３になります。

(4) 学生まちづくりについては、単年度事業とし、交付金額上限は 10 万円となります。

事業年度別整理表

交付割合と交付金額は、次の表のとおりです。

事業種別	交付年度	交付割合	交付金額	
			下　限	上　限
市民公益活動	１～３年目	対象経費の全額	５万円以上	５０万円以下
	４　年　目	対象経費の２／３		
	５　年　目	対象経費の１／３		
学生まちづくり	１年目のみ	対象経費の全額	５万円以上	１０万円以下

5 交付対象経費

交付対象経費は、対象期間（令和２年４月１日～令和３年３月31日）に事業を行うために直接必要な経費です。

対象となる主な経費は、次のとおりです。このほか、ご不明な点などがございましたら、事前にご相談ください。

対象経費（例）	対象経費の主なもの	対象外となる経費の主なもの
報償費	事業実施にあたり、講師などに支払う謝礼金 **例）講師謝礼**　など	• 団体構成員への謝金 • 芸能人等への高額な謝礼金など
消耗品費	事業実施に必要な事務用品類等の購入経費（単価３万円未満のもの） **例）文房具、用紙類**　など	• 分配するためだけの記念品や金券等
食材費	事業開催に必要な食材費 **例）米、みそ**　など	• 親睦のみの飲食費
印刷製本費	事業実施に必要な印刷物にかかる経費 **例）コピー代やポスター・マップの印刷代**　など	
使用料・手数料	物品や会場などの使用料や借用料 **例）講演会場使用料や音響機器借用料**　など	

団体の運営費的経費や事業以外の経費と識別困難な経費は、交付の対象となりません。

6 申請の手続き

申請の様式は、秋田市のホームページからダウンロードできます。

申請書に必要事項を記入し、必要な資料を添付のうえ、申請期限までに秋田市役所２階中央市民サービスセンター協働・分権担当へ提出してください。

【交付金事業の流れ】

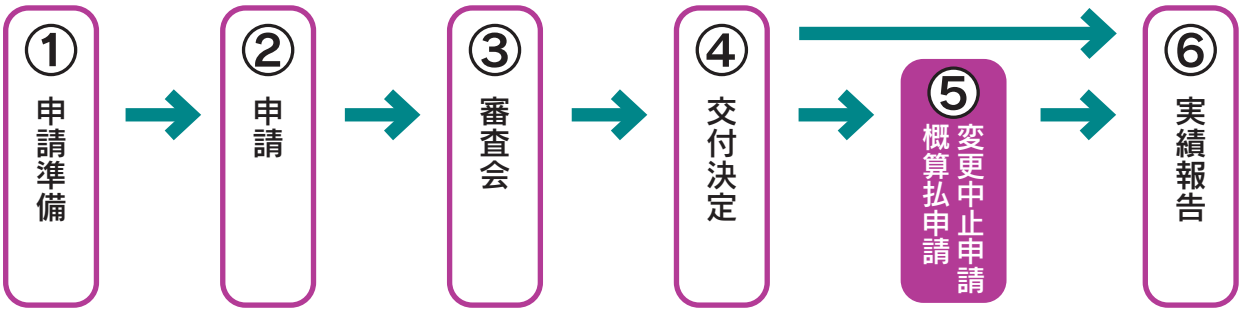

申請期間　令和2年４月13日(月) ～ 5月22日(金)

※ 申請期間前でも、ご相談ください。

① 申請準備

- 申請書の作成や見積書の取得など必要書類の準備をしてください。
- 申請書類等は、秋田市のホームページからダウンロードできます。

② 申請

準備が整ったら、中央市民サービスセンター協働・分権担当に申請してください。
（午前８時30分から午後５時15分まで）

- 地域づくり交付金交付申請書　［様式第1号］
- 事業収支（予算・決算）書　［様式第2号］
- その他必要な書類（団体の規約と役員名簿、見積書、計算書等）

③ 審査会

申請団体から事業内容の説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

④ 交付決定

審査会の意見をふまえ、市長が決定した結果を通知します。また、交付決定した事業は、市のホームページで公表します。

交付決定後の注意点

- 交付金の経理については、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければなりません。
- 経費の配分を変更する場合は、事業内容変更承認の申請が必要です。
- 次の場合には、交付決定を取り消し、交付した金額の全部または一部を返還してもらいます。
  - ・交付金を他の目的に使用したと認められるとき。
  - ・提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
  - ・交付対象事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
  - ・交付の条件に違反したとき。

⑤ 概算払申請、事業（内容変更・中止）承認申請

事業の実施にあたり、事前に交付金の概算払いが必要な場合、または、事業を変更したり、中止する場合には手続きをしてください。

- 交付金概算払申請書　［様式第6号］
- 地域づくり交付金交付請求書　［様式第5号］
- 事業（内容変更・中止）承認申請書　［様式第3号］

⑥ 実績報告

事業が完了したら30日以内（３月事業完了の場合は３月31日まで）に事業実績報告書を提出してください。

- 事業実績報告書　［様式第4号］
- 事業収支（予算・決算）書　［様式第2号］
- 地域づくり交付金交付請求書　［様式第5号］
- 領収書の写し、成果品および事業内容の分かる書類（写真や記録等）

※ 現金出納簿、支払証書類その他の事業関係書類は、実績報告書を提出した日の属する年度の終了後５年間保存が必要です。

同意書

check

申請者（団体の代表者）が満20歳未満の場合、次に掲げる書類を提出する際には、親権を持つ保護者などの法定代理人の同意書が必要です。（同意書の様式は任意とします。）

- 地域づくり交付金交付申請書　［様式第1号］
- 事業（内容変更・中止）承認申請書　［様式第3号］
- 事業実績報告書　［様式第4号］
- 地域づくり交付金交付請求書　［様式第5号］
- 交付金概算払請求書　［様式第6号］

7 よくある質問

Q いつ交付金を受け取れますか？

A 事業実施のため事前に資金が必要となる場合は、交付金を請求することができます。「概算払申請書」に添えて必要金額を請求してください。なお、口座への振込が完了するまで約３週間ほどかかりますので、余裕をもって申請してください。

Q 申請した金額は全て認められますか？

A 予算の範囲内で交付金額が決定されます。内容によっては、減額される場合もあります。

Q 決定前から始めている事業は対象になりますか？

A 令和２年４月以降に実施した事業であれば対象になります。内容によっては、交付決定とならない場合もあります。

Q 決定した交付金額の範囲内であれば、内容を変更できますか？

A 交付決定された内容で事業を実施するのが原則です。やむを得ず内容を変更する場合は、事前に変更の申請が必要です。ただし、変更できない場合もありますので、中央市民サービスセンター協働・分権担当までお問い合わせください。

Q 事業が遅れそうな場合は、どうしたらいいですか？

A 事業の期間を延長（変更）することはできますが、事前に変更の申請が必要です。ただし、年度を越える期間の変更はできません。

Q 実績報告書に添付する領収書は地域づくり交付金の対象経費のみですか？また、原本でなければなりませんか？

A 領収書は、事業収支決算書に記載している全ての経費について提出してください。提出する領収書は、コピーでもかまいません。

Q １８歳未満の方も申請できますか？

A 申請については、１８歳以上（令和２年４月１日現在）のかたを対象としております。

申請書のダウンロード・提出先、申請に関する相談

秋田市市民生活部中央市民サービスセンター
協働・分権担当

〒010-8560
秋田市山王一丁目１番１号
☎　018-888-5642
FAX　018-888-5641
E-mail　ro-copr@city.akita.akita.jp
ホームページ　https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyodo-chiiki/1005345/1009895/1023930.html

市民活動に関する相談

市民活動センター　市民交流サロン
〒010-8506　秋田市東通仲町４番１号　アルヴェ３階
開館時間：午前９時～午後７時　年中無休（年末・年始を除く）
☎018-887-5312　FAX　018-887-5659
E-mail：cosmo-space@alve.jp
ホームページ　http://www.alve.jp/facility/salon
FACEBOOK　http://fb.me/akitacitysalon

ホームページ

FACEBOOK